2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千四百四十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の二の四第二号の規定に基づき、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百八十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

制定文中「第一項」を「第二号」に改める。

第二中「類するもの」の下に「（以下「屋上水槽等」という。）」を加える。

第四中「配管設備」の下に「（建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備（屋上水槽等のうち給湯設備に該当するものを除く。以下単に「給湯設備」という。）を除く。）」を加え、第四の次に次のように加える。

第五　給湯設備は、第一の規定によるほか、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。この場合において、給湯設備の質量、支持構造部の質量及び給湯設備を満水した場合における水の質量の総和（以下単に「質量」という。）が十五キログラムを超える給湯設備に係る地震に対して安全上支障のない構造は、給湯設備の周囲に当該給湯設備の転倒、移動等により想定される衝撃が作用した場合においても著しい破壊が生じない丈夫な壁又は囲いを設ける場合その他給湯設備の転倒、移動等により人が危害を受けるおそれのない場合を除き、次の各号のいずれかに定めるところによらなければならない。

一　次の表の給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄及びアスペクト比（給湯設備の幅又は奥行き（支持構造部を設置する場合にあっては、支持構造部を含めた幅又は奥行き）の小さい方に対する給湯設備の高さ（支持構造部を設置する場合にあっては、支持構造部の高さを含めた高さ）の比をいう。以下同じ。）の欄の区分に応じ、給湯設備の底部又は支持構造部の底部を、同表のアンカーボルトの種類の欄及びアンカーボルトの本数の欄に掲げるアンカーボルトを釣合い良く配置して、当該給湯設備を充分に支持するに足りる建築物又は敷地の部分等（以下単に「建築物の部分等」という。）に緊結すること。ただし、給湯設備の底部又は支持構造部の底部を緊結するアンカーボルトの一本当たりの引張耐力が、同表の給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄、アスペクト比の欄及びアンカーボルトの本数の欄の区分に応じ、同表の引張耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、当該引張耐力を有するアンカーボルトとすることができる。

給湯設備を設ける場所	質量（単位キログラム）	アスペクト比	アンカーボルトの種類	アンカーボルトの本数	引張耐力（単位キロニュートン）
地階及び一階並びに敷地の部分	十五を超え二百以下	四・五以下	径が八ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十五ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	三本以上	二・八
		六以下	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	四本以上	二・二
	二百を超え三百五十以下	四以下	径が十ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが四十ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	三本以上	三・六
		五以下	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	四本以上	五・八
	三百五十を超え六百以下	四以下	径が十ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが四十ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	三本以上	三・六
		五以下	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	四本以上	五・八
中間階	十五を超え二百以下	四以下	径が十ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが四十ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	三本以上	三・六
		六以下	径が八ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十五ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	四本以上	二・八
	二百を超え三百五十以下	四以下	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	三本以上	五・八
		五以下	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	四本以上	五・八
	三百五十を超え六百以下	三・五以下	径が十六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが六十ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	三本以上	八・〇
		五以下	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	四本以上	五・八
上層階及び屋上	十五を超え二百以下	六以下	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	四本以上	五・八
	二百を超え三百五十以下	五以下	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	四本以上	五・八